(十四)強制貯金ノ廢止

一方組合同盟ニ於テモ先手ヲ打タレタル總同盟側ハ急遽二十四日杉浦常光等ニ於テ幹部會ヲ開催シ出席者百四十名協議ノ結果左ノ通リノ嘆願書ヲ提出スル事ニ決定シ二十五日工場ニ提出シ之ニ對スル回答ヲ二十八日ニ要求シタ

左記

(一)正機部澤田君ノ復職

(註、澤田ハ過日同社ガ長谷川房藏及佐藤當日工場ガ指定ノ意ヲ以テ四時間ノ休業ヲ與ヘタル處此ノ休業時間ヲ利用シ工場内ニ於テ組合宣傳ビラ撒布シタル爲工場ニテハ注意ヲ與ヘタルニ之ヲ無視シ再ビ撒布シタル爲遂ニ解雇シタ)

(二)日給二割値上

(三)退職手當ノ制定

一年未満二十五日分

財團法人協調會大阪支所

一年以上三年迄一月ヲ増ス毎ニ一日分

三年以上五年迄一月ヲ増ス毎ニ二日分

五年以上十年迄一月ヲ増ス毎ニ三日分

十年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎ニ四日分

(四)定期昇給年二回　一回最低五錢

(五)皆勤賞與ノ支給　一ケ月ニ付二日分

(六)養勤賞與ノ支給　養成期間ヲ三ケ月ニスルコト

(七)社宅料四割値下

(八)請負工ノ賃金二割五分値上

(九)半期賞與ヲ全從業員ニ支給スルコト

(註、從來會社デハ一ケ年未満ノ者ニハ支給シテ居ナカツタ)

(十)工具費ノ會社負擔

財團法人協調會大阪支所